



埼玉県報

号外第 23 号
平成 28 年(2016 年)
6 月 22 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示 (薬務課)

告 示

埼玉県告示第八百三十八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

- イ 一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン（通称名三・四―Dimethoxy methcathinone）及びその塩類
- ロ 一―ペンチル―N―（キノリン―八―イル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名THJ）及びその塩類
- ハ エチル―二―「一―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート（通称名五F―AEB又は五F―EMB―PINACA）及びその塩類
- ニ メチル―二―「一―（四―フルオロベンジル）―一H―インドール―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアート（通称名MDMB―FUBI―CA）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年六月二十三日